

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

昭和 59 年 9 月の婚姻を契機に、国民年金に加入し、数か月ごとに国民年金保険料をまとめて納付していた。社会保険庁の記録によると、60 年 4 月 19 日に国民年金に加入したことになるが、社会保険事務所が保存する昭和 59 年度の保険料納付状況一覧表に私の氏名が記載されていることから、被保険者資格の取得時期に誤りがあると思われ、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、婚姻を契機に国民年金に加入した記憶や昭和 59 年度の保険料納付状況一覧表から、被保険者資格を昭和 59 年 10 月ころに取得し、国民年金保険料の納付も開始したはずであると主張しているが、申立人にはその手続や納付の状況についての具体的な供述が乏しい上、社会保険事務所によると、保険料納付状況一覧表は、毎年 5 月における被保険者についての前年度の納付状況を表していたものであるとしており、申立人が 60 年 4 月に被保険者資格を取得したとすれば、同年 5 月に作成される 59 年度の保険料納付状況一覧表に申立人の氏名が記載されていることは不自然でない。

さらに、申立人の被保険者資格取得日は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者数名の資格取得日と比べても不整合は無く、申立人の資格取得日のみが誤っていたとは考え難く、行政記録のとおり申立人の資格取得日は昭和 60 年 4 月 19 日で、申立期間については国民年金に未加入であったと推認される。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年2月まで
母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を支払ってくれていた。保険料を支払っていたことは母親が付けていた金銭出納帳に記載されており、申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと述べているが、申立期間当時送付された加入勧奨通知について申立人の母親は「加入勧奨通知を見たが、加入しているので手続きなくても良いと思った。」としており、国民年金への再加入手続をした記憶が無く、当時申立人は国民健康保険にも加入していないなど申立期間当時、国民年金に加入していたことがうかがえない。

また、申立人が厚生年金保険を脱退した平成12年3月以降、国民年金被保険者資格を再取得した記録は町及び社会保険庁に無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、「町役場から送付された保険料納付書を近所の金融機関の窓口で毎月持参し保険料を納付した。」と述べており、所持する金銭出納帳に月々の保険料額が記入されているが、保険料を納付していたとする金融機関が保管している申立期間当時の入金伝票及び居住していた町が保管している申立期間当時の保険料領収済通知書の中に申立人に該当するものは見当たらない。

加えて、町では、申立人の被保険者名簿に加入手続をした記録が無い場合、申立期間当時、保険料納付書を発行するとは考え難いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から4年3月まで
私が大学生のころ、20歳になった弟の保険料と一緒に母親が私たち二人分の保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は国民年金の加入手続、保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の弟の国民年金加入手続は平成8年4月に行われており、申立期間当時、申立人の弟の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成16年1月であり、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人及びその弟に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 28 年 6 月 1 日まで

申立人は、A事業所（昭和 28 年 1 月、B社に法人化。）に継続して勤務していたにもかかわらず申立期間については厚生年金保険に未加入となっていた。当該期間も勤務していたことは明らかであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿謄本及び当時の複数の従業員の供述等から判断して、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所が法人となった昭和 28 年 1 月 5 日に、当該事業所の取締役就任していることが確認できる。

また、当時の従業員の供述により、当該事業所の法人化後は、申立人が取締役として常勤であったことが認められる上、申立人自身も、申立書の記載内容から、申立期間において父親である代表取締役の指導の下、当該事業所の経営管理全般や営業に従事していたとの認識であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、父親である代表取締役の後継者として当該事業所の経営管理全般に関与しており、自らの厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続についても知り得る立場にあったと認められ（当該事業所が法人化前の期間についても同様である。）、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第 1 条第 1 項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月20日から7年9月1日まで
申立期間において、A社、B社、C社、D社及びE社に勤務したが、厚生年金保険について全部記録が無く、また、F社については一部記録が無い。勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人が平成元年5月25日から同年10月31日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、元事業主及び当時の顧問社会保険労務士は、「適切な届出をしておき、申立人に厚生年金保険の記録が無いのであれば、加入させていなかった。」と述べている上、元事務員は、「短期勤務の一般作業員については厚生年金保険に加入させていない。」と述べている。

2 雇用保険の記録から、申立人が平成元年11月2日から3年6月30日まで、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人を一般作業員として雇用しており、一般作業員については、平成7年8月8日から厚生年金保険に加入させるようになったが、それまでは加入させず、健康保険のみ国民健康保険組合で加入させていた。」と述べている。

3 雇用保険の記録から、申立人が平成3年7月2日から同年12月20日まで、C社に勤務していたことが確認できる。

しかし、G国民健康保険組合の加入記録によれば、申立人の組合員資格は第二種（日雇労働者）であることから、厚生年金保険に加入できず、自身で国民年金に加入する必要があることが確認できる。

4 雇用保険の記録から、申立人が平成4年1月7日から同年4月10日まで、D社に勤務していたことが確認できる。

しかし、D社は既に解散しており、事業主の供述が得られず、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、平成4年1月1日にH県I町で国民健康保険に加入しており、D社の勤務期間中は国民健康保険の被保険者となっている。

5 雇用保険の記録から、申立人が平成4年4月28日から5年2月22日まで、E社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人は短期雇用対象者であり、厚生年金保険料は控除していない。短期雇用対象者の方は自身が役場で国民年金に加入していたようだ。」と述べている。

また、申立人は、平成4年1月1日にH県I町で国民健康保険に加入しており、E社の勤務期間中は国民健康保険の被保険者となっている。

6 雇用保険の記録から、申立人が平成5年2月24日から10年10月20日まで、F社に勤務していたことが確認できる。

しかし、F社の総務担当者は、「申立人は日雇労働者として入社した。雇用保険や健康保険は会社で加入させたが、年金については自身で国民年金に加入するよう話した。また、申立人が途中から厚生年金保険に加入したのは、社会保険労務士が顧問になり、加入させるよう指導があったからだ。」と述べており、同社から提出された申立人に係る「健康保険被保険者適用除外申請書」によると、平成8年2月29日付で7年9月1日までさかのぼって除外申請されていることが確認できる。

また、申立人は、平成5年3月27日にH県I町で国民健康保険の資格喪失をしており、同年2月26日からG国民健康保険組合の第二種組合員（日雇労働者）になっており、申立人が厚生年金保険の被保険者となった7年9月1日に第一種（常用雇用の従業員）への種別変更が行われている。

上記1から6について、社会保険庁が保管する当該事業所に係る職歴審査照会回答票には、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

このほか、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成元年5月から5年8月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月28日から2年4月1日まで
平成元年8月28日にA社（現在は、B社。）へ入社し、厚生年金に加入していたはずなのに、厚生年金保険の資格取得が2年4月1日になっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する退職金明細書、雇用保険の記録及び事業主の回答により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のA社に係る被保険者縦覧照会回答票により、平成元年1月から2年5月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している社員に対し、入社年月日と入社時の雇用形態等について書面照会を行ったところ、特定の時期に入社した4名について、入社日から3か月以上後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた。

また、厚生年金保険の取扱いについて、B社に確認したところ、現在も、正社員として入社した者であっても、最初の3か月間は試用員期間を置いている。社員の定着率が悪かった時期、厚生年金保険については試用期間後にして、雇用保険だけ加入させていたようである。試用期間は仕事上の都合で延びることがあり、延びる期間は所属長が個別に判断していたとしている。

さらに、入社日から3か月以上後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している4名は、いずれも当時の記憶があいまいであり、被保険者記録の無い期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認できない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間

において、国民年金保険料を納付し、結婚と同時に、国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 9 日から 14 年 4 月 1 日まで

私は、平成 13 年 7 月 9 日から A 事業所に勤務した。勤務前から病気の治療のために通院していたことから、健康保険証を早く発行してほしいと伝え、同事業所から受け取った。健康保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入しているはずであり、申立期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、臨時雇用契約書及び A 事業所が保管する給与台帳により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 事業所が保管する給与台帳により、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の平成 13 年 7 月から 14 年 3 月まで国民年金保険に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月2日から31年3月26日まで

私は、昭和28年5月から32年10月まで、A航空隊直備部に継続して勤務していたが、28年5月2日から31年3月26日までの厚生年金保険の記録が無く、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ときにA航空隊直備部のB施設に勤務したと述べているが、同僚は、申立人の勤務場所及び勤務時期について記憶していないと述べており、申立人が申立期間に継続して勤務していたことを確認できない。

また、A航空隊直備部に係る賃金台帳等の関係資料については、所在不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）により、ハウス、ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舎施設、映画事業等に使用される者は、強制被保険者とならないこととなったため、厚生年金保険に加入しなかったとするのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。